

# 1 競輪のしくみ

## (1) 競輪の運営

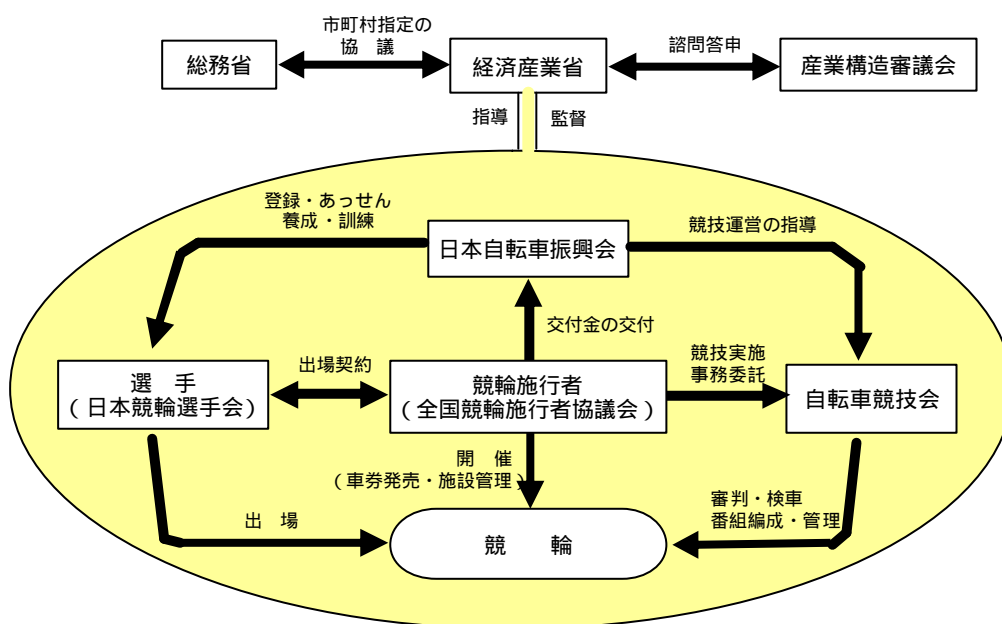
競輪は、自転車競技法(昭和23年8月1日公布)に基づいて、都道府県と総務大臣の指定を受けた市町村(これらを競輪施行者という。)が主催する公営の自転車競技です。

競輪が最初で開催されたのは、昭和23年11月で、当時の小倉市(現在の北九州市)において開催されたことから、小倉競輪場が競輪発祥の地といわれています。

その後、競輪は、一般大衆の健全なレジャーとして定着し、平成17年4月現在では、全国において47カ所の競輪場(競輪施行者数は、都道府県8、指定市町村69の計77)が設置されています。

競輪の運営については、経済産業省の指導監督のもと、日本自転車振興会、全国競輪施行者協議会、自転車競技会および日本競輪選手会の連携により、その運営が行われています。(図1-1)

競輪の運営状況体系図(図1-1)



日本自転車振興会は、競輪の公正・円滑な実施を図るため、自転車競技法に基づいて昭和32年10月に設置された団体で、その主な業務は、競輪選手・審判員・自転車の登録、検車員の認定、選手の出場あっせん、養成・訓練および自転車競技会の指導などとなっています。また、機械工業の振興、体育事業その他公益事業の増進を目的とする事業に対する補助等を行っています。

日本競輪選手会は、競輪選手の競技技術や資質の向上を図ることを目的とした団体

で、競輪に出場する選手は、法令に基づき日本自転車振興会に登録された者でなければならぬことになっています。

なお、選手になるためには、日本競輪学校で12ヶ月の教育を受ける必要があり、現在、同学校では、毎年75名程度の選手候補生を養成しています。(平成17年2月現在の登録選手数は3,751名となっている。)

全国競輪施行者協議会は、競輪施行者の連絡・調整機関として設置されているもので、競輪運営に係る関係行政機関・団体との連絡・調整をはじめ、競輪に関する各種調査、啓蒙宣伝および情報提供を行っています。

また、自転車競技会は、競輪施行者の委託を受けて、競輪の審判、自転車の検査、番組の編成、選手の管理など競輪の実施実務を専門的に行う機関で、全国に7つの自転車競技会が設置されています。

これらの団体が連携し、競輪を開催していますが、具体的には、日本自転車振興会が各競輪施行者の開催競輪ごとに競走を行う出場選手を決定・あっせんし、自転車競技会が出場選手の管理や審判等の自転車競走の競技に係る業務を担当し、競輪施行者においては、競輪開催に係る広報宣伝や開催時における車券発売、払戻し業務のほか、場内整理やファンサービスなどを行っています。

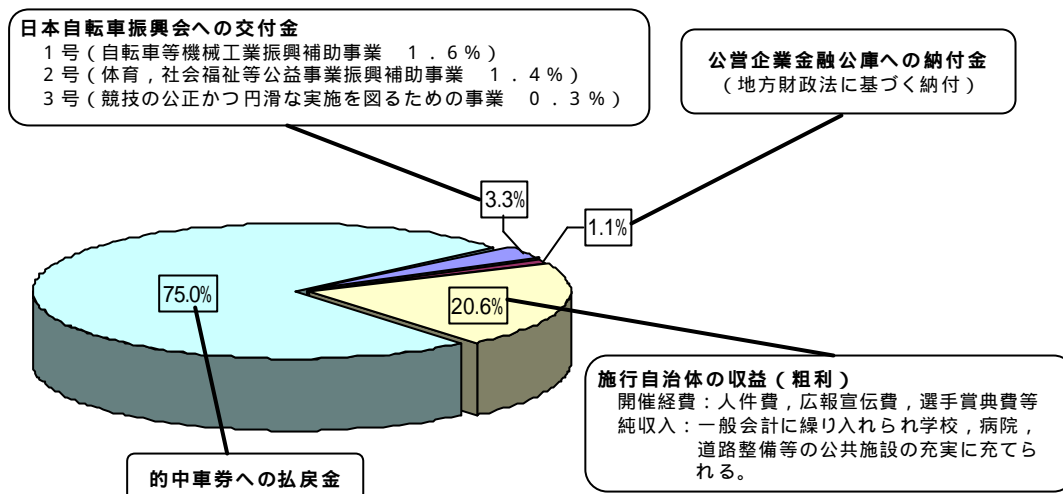
## (2) 競輪の売上金のしくみおよび用途

競輪事業は、自転車競技法第1条の規定に基づき、「自転車その他の機械の改良および輸出の振興、機械工業の合理化」ならびに「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」に寄与するとともに、「地方財政の健全化」を図ることを目的とし、自転車競走を対象とした賭け式による車券発売を行うことで、事業収益を得ているところです。

このため、競輪における車券売上金については、売上金の75%が的中車券に払い戻され、残る25%の中から、自転車等機械工業や体育・社会福祉等の振興を図るための事業への交付金、公営企業金融公庫への納付金、また、競輪施行自治体への一般会計に繰り入れられ、学校・病院・道路整備等の公共施設の充実に要する経費に当てられています。

図1-2は、平成15年度における全国の競輪施行者の競輪売上金を集計し、その用途を表したものです。

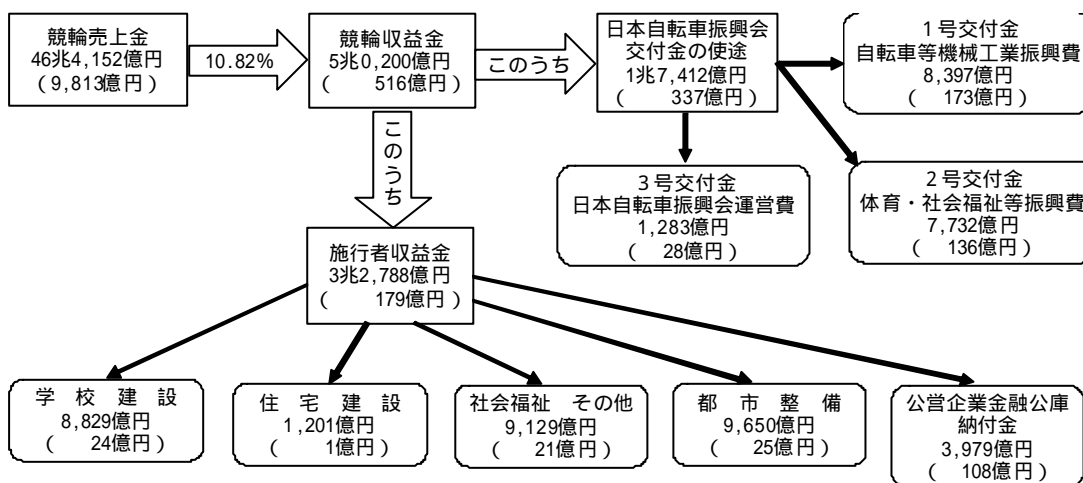
競輪売上金の使途 (図1-2)



また, 図1-3は, 昭和23年の競輪事業創設から平成15年度までの55年間に  
 おける競輪事業収益金の使途状況を表しています。

競輪売上金 (46兆4,152億円) の約10.8%にあたる5兆0,200億円  
 が競輪収益金として, これまで, 機械工業の振興, 体育・社会福祉等の振興, 学校建  
 設や住宅建設などの地方財政に貢献してきたところです。

競輪収益金の使途状況 昭和23年度~平成15年度 (図1-3)



( )内は, 平成15年度分